

00406

# 鳥取縣公報

昭和二十二年二月七日  
第千七百八十二號  
金曜日

## 條例

◇鳥取縣條例第二號  
昭和十六年六月鳥取縣條例第四號鳥取縣水產製品檢查手數  
料條例を左の通り改正する。

昭和二十一年二月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條の左記壹圓証紙 地色紫の次に

五圓證紙 地色茶褐

拾圓證紙 地色桃を加へる

別表を次のように改める。

品目	検査手數料	品目	検査手數料
類十貫二付	一七五錢	類同	一〇錢
類一貫二付	一二五錢	鹽製品同	一七錢五厘
和布製品	一貫二付	魚油同	一五錢
魚類	一貫二付	海藻同	一罐二付

鹽製品同	一七錢五厘	加工昆布同	一〇錢
いか製品同	一七錢五厘	海藻同	十貫二付
鹽辛製品同	一一〇錢	油同	二〇錢
鹽肥料同	一一〇錢	十貫二付	二〇錢

## 附則

本條例は昭和二十二年二月一日より、之を施行する。

◇鳥取縣訓令甲第二號

鳥取縣水產製品檢查規格を次のように定める。

昭和二十一年二月七日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣水產製品檢查規格



00409

原料重量に對し一〇%以上の塩量を以て鹽漬又は乾燥したもの。塩漬ゆでいとは原料を充分洗滌して水分を滴下し、原料重量に對し十月より四月迄の期間は一〇%以上を使用する。

其他の期間は一五%以上とする。

## 五、水產煉製品

### (1) 製品の種類

蒲鋒類・燒竹輪

### (2) 混和物の種類及混入物の割合

精肉三七五匁(一貫匁)につき

蒲	澱 粉	三、七五匁	鈎 鉢	燒 竹 輪	粉	三、七五匁
昆 布 液	適	宜	砂 糖	澱 粉	三、七五匁	鯵、鱈、鰐又は之を混入せるも

### (3) 水產動物粉末肥料

製品の種類	含有量	乾燥度	粉末	重量及	原料の種類
鯵、鱈、鰐又は之を混入せるも	八%以上	以内	有二%通じたもの	一耗目 三七五匁 (一〇匁)	鯵、鱈、鰐又は之を混入せるも

### (4) 水產動物粉末肥料

製品の種類	含有量	乾燥度	粉末	重量及	原料の種類
鯵、鱈、鰐又は之を混入せるも	八%以上	以内	有二%通じたもの	一耗目 三七五匁 (一〇匁)	鯵、鱈、鰐又は之を混入せるも

### (5) 鰐削節、惣田削節

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (6) 鰐削節、惣田削節

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (7) 鰐削節、惣田削節

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (8) 皮荒削及削粉末

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (9) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (10) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (11) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (12) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (13) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### (14) 素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

## ◇鳥取縣告示第四十一號

鳥取縣水產製品検査標準を次のようすに定める。

昭和二十二年二月四日

鳥取縣知事 林 敏

三

鳥取縣水產製品検査標準

第一條 水產製品の検査標準を左の通定める。

但し荷造結束に付ては検査吏員の承認を受けた場合は此の限でない。

### 一、鰐削節

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 二、鰐削節

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 三、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 四、煮乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 五、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 六、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 七、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 八、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 九、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

### 十、素乾鰐 素乾鰐 素乾蝦

検査項目	合	等級別標準	摘要	要
品質色澤香味及削節品質不良なるも	合格	不 合 格	合格品は別に定める。包装は規格に適合し夾雜物を混入しないもの	規格に適合し夾雜物を混入しないもの

鮭、鰆、沖、いわし等の底曳網漁獲物の手類、かに其の他の甲殻類

魚類以外の水産動物を原料とせんるるもの(海獸を除く)の粉末肥料

六%以上

四%以上

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

重量	三塊票冊	検査事項	等級別	標準	摘要	要項
		品位	上	合		
		澤				
		香				
		味				
		形態				
		撰別				
		脂肪				
		分少				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				
		適合				
		し				
		な				
		い				
		も				
		の				

品位	脂肪分少のないもの	格に適合しないもの	格に適合しないもの
半乾の色澤香味形品上品に	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する
乾のものも	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する
乾のものも	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する	のもの規格に適合する

事項	検査			荷重 量	品位	八、錫	
	等級	別	標準			一號標準に同じ	合
品 位	一 等	二 等	三 等	摘要	色澤 及 味 形 新鮮 良 好	上品 及 ば ない もの	等級別標準
事 項	一 等	二 等	三 等	摘要	上品 及 ば ない もの	上品 及 ば ない もの	等級別標準
結束	一 般 の 儀 装 の 重 量	一 般 の 儀 装 の 重 量	一 般 の 儀 装 の 重 量	摘要	良好なるもの	良好なるもの	等級別標準
五 枚 又 は 十 枚 を 以 て	大 き な し 薬 又 は 細 白 紙 を 以 て	大 き な し 薬 又 は 細 白 紙 を 以 て	大 き な し 薬 又 は 細 白 紙 を 以 て	摘要	規格に適合しないもの	規格に適合しないもの	等級別標準
六 〇 匁 と す る 蓮 を 當 て 繩 掛 を 爲 し 繩 繩 三 回 三 ヶ 所 綴 繩 二 條 す	九 〇 匁 と す る 蓮 を 用 ひ 兩 方 に 適 當	九 〇 匁 と す る 蓮 を 用 ひ 兩 方 に 適 當	九 〇 匁 と す る 蓮 を 用 ひ 兩 方 に 適 當	未満	規格に適合しないもの	規格に適合しないもの	等級別標準

00413

検査項目	等級別		標準	水分	摘要	要項
	一	二				
品位	品質色澤良好で夾雜物の混入がないもの	一等品に及ばないもの	一等品位	一二%以内	のもの	のもの
荷造	(甲)袋詰るもの 一袋の正味重量六〇匁(一六貢)及四五匁(二二貢)を標準とする、輸出向のものは正味重量百封度又は總重量五匁を標準とする、袋は強韧で内容物脱漏の虞がない良質麻製のものを用ひ麻糸を以て口縫をなし其の兩端に耳を残す	(乙)呴詰のもの 一呴の正味重量四五匁(一二貢)及三、七五匁(十貫)が標準とする、呴は良質のもので内容物脱漏の虞がないものを用ひ掛繩は縦三ヶ所横二ヶ所に各二條の掛繩とする	一等品	一二%以内	のもの	のもの
包装	該產品に結着する検査證票の裏面には品名正味重量及生産者住所氏名又は名稱を明示すること					

00415

検査事項	等級別	格標準	不合格	摘要
品	合	上	一並	
重量				
三、魚類以外の水産動物を原料とするもの(除く)	魚類を原料とするものに(除く)	窒素六%以上で異なるものを原料とするもの及海獸を除く	混入する臭がなく夾雜物の混入しないもの	同上に反するものの良なも
二、魚類を原料とするものに(除く)	魚類を原料とするものに(除く)	窒素六%以上で異なるものを原料とするもの(除く)	混入する臭がなく夾雜物の混入しないもの	同上に反するものの良なも
一、魚類を原料とするもの(除く)	魚類を原料とするもの(除く)	窒素六%以上で異なるものを原料とするもの(除く)	混入する臭がなく夾雜物の混入しないもの	同上に反するものの良なも

本規程は公布の日より之を施行する。  
繩は強靱な新品を用ふるもの。

## 附 則

昭和十七年六月鳥取縣告示第三百二十二號鳥取縣水產製品検査標準は之を廢止する。

昭和二十二年一月十七日附米川普通水利組合管理者及び新開川普通水利組合管理者を次のように變更した。

昭和二十二年二月七日  
鳥取縣知事 林 敬  
新開川普通水利組合管理者を解く  
米川普通水利組合管理者を解く  
地方事務官 稲 村 福 惠  
地方事務官 山 本 傳 藏

第二條 農產製品検査規則第十七條に定める場合を除くの外荷造は左の各號に依らなければならぬ。

一、莊は良質な新品を用ふるもの

(甲)袋詰のもの  
一袋の正味重量八〇匁(一六貫)又は四五匁(一二貫)又は三七、五匁  
(乙)吹詰のもの  
一吹(正味重量四五匁(一六貫)又は三七、五匁)  
又は總重量五〇匁を標準とする。輸出向のものは正味重量百封度漏の處ないものを用ひ掛繩は縦三ヶ所横二ヶ所各二ヶ所各二

用ひ完全な包装をすること

新開川普通水利組合管理者を命ずる

期間	馬力別				
	1	2	3	5	摘要
壹ヶ月(三〇日)	三〇圓	六〇圓	七〇圓	八〇圓	九五圓

◇鳥取縣告示第四十三號

昭和二十二年一月二十二日附大井手普通水利組合管理者を次のように變更した。

昭和二十二年二月七日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

地方事務官 大 浦 實次郎

大井手普通水利組合管理者を解く

大井手普通水利組合管理者を命ずる

物價統制令第四條の規定により農業用電動機借入貸出料金の統制額の次のように指定する。

昭和二十二年二月七日

電動機借入貸出料金

價格等取締規則第二條の規定により「葡萄糖液」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年二月七日

一、届出人住所、名稱及び氏名  
鳥取市行徳十一番地

君司興産株式會社

代表者 兒 島 卵 吉

## 集 報

### 二、届出品名及び價格

(一) 品 名 葡萄糖液

(二) 最終販賣價格 單位一〇〇匁 一一圓〇〇  
(物品稅込)

三、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をしたときはこの額は失効する。

## 縣 會 告 示

### ◇鳥取縣會告示第一號

鳥取縣參事會會議規則特例の件を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年二月七日

鳥取縣會議長 田 中 信 儀

### ◎官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令) (昭和二十一年十月二十九日付本欄参照)

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

昭和二十一年三月十七日

覺書宛先 日本政府

經 由 終戰連絡中央事務局

發信者 連合國最高司令官

件 名 宣傳用出版物の沒收に關する件

右覺書(昭和二十一年十月二日附官報掲載済)に基き、新聞畫報放送課長米國陸軍少佐ジヨン、Jコステロが、

昭和二十一年十二月十七日沒收されるべき宣傳用出版物として指定したものは以下の通りである。

### 宣傳用出版物沒收指示書名

書 名 著 者 名 發行所名 發 行 所 發 行 日

南太平洋の戦場 龍田憲次 東京都神田區錦町一ノ七 一一〇、三、一五

新滿蒙國策の提唱狀へる軍部 米野豊實 日本軍事圖書株式會社 東京都神田區錦町一ノ七 一一〇、三、一五

風雪二十年 北條秀司 新小説社 同 麻町區丸の内昭和ビル 一九、七、一五

一國軍營 山田忠正 森山書店 同 神田區錦町一ノ四 一九、七、一五

孤島日本の進軍 先進社 同 小川町小川町ビル 一六、四、一五

昌國体制 松永 材 興亞青年運動本部 同 小石川區水道端町二ノ六四 一六、一、二五

みくまり物語 大佛次郎 芝園新橋 一九、三、五

昭和維新烽火はる 小林麒一郎 國進社出版部 大阪市西國立賣場南通二ノ三九 一六、九、二〇

大日本の建設 上泉徳彌 國風會出版社 同 東京都牛込區東玉軒町一 七、一一、三

支那大陸を舞臺とする 日英ソ戦争 小林秀一 同 四谷區新宿二ノ八 一六、二、一〇

太平洋讀本 同 神田區猿樂町二 一四、八、三〇

世界動亂と大東亜共榮圈 關根郡平 三友社 同 四谷區新宿二ノ八 一六、二、一〇

太平洋讀本 同 神田區六番地三ノ四 一六、五、二〇

動亂下の世界 津村 車 協力出版社 同 半蔵區神樂町一ノ一 一六、二、二五

鳥取縣會 第千七百八十二號 昭和二十一年二月七日 (第三回) 動亂の世界 一二三

